

令和7年11月13日

組合員・利用者の皆様

令和7年4月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和7年4月にLA担当者による共済契約締結にかかる情報提供義務違反、意向把握・確認義務違反（親族による代筆契約）という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和5年11月27日に策定した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. コンプライアンス意識の醸成とLA教育研修の強化

毎月開催する各種会議体において、コンプライアンスに関する項目を設定し、LAをはじめ全役職員のコンプライアンス意識を醸成しています。

また、LA教育研修の強化として、LAの経験年数等に応じた、推進プロセスを重視したLA特別研修を令和7年5月に策定し、6月・7月・9月に実施しています。

2. 共済部による指導の徹底

共済部は、高齢者対応が必要な契約者で、かつ一定払込掛金（年間100万円）以上の該当契約を毎月抽出し、本所管理者からLAに対して不適切な推進が行われていないかヒアリングを行い、適切な推進が行われているか指導を徹底しています。

3. 生命共済一時払契約掛金収納の徹底

現金収納を原則廃止とし、JA口座を保有されている場合は、払戻請求書を使用した窓口振替を行う。また、JA口座を保有されていない場合は、JA口座の開設をお勧めし、開設いただけた場合は、払戻請求書を使用した窓口振替を行う。なお、払戻請求書を使用した窓口振替ができない場合、JAの指定する口座への振込による共済掛金収納を徹底しています。

以上

前橋市農業協同組合

代表理事組合長

矢端幹男